

平成 28 年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

- (1) 一者応札等となった原因等の把握
アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会（以下「第三者委員会」という。）にも報告し、一者応札の原因等の把握に努めた。また、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者にその都度共有し、当該業務担当者からの改善策をとりまとめている。
- (2) 一者応札となっている契約の見直し
平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が本省で 32 件、地方支分部局等で 15 件、原子力規制庁で 21 件あり、より契約が適正化されるとともに約 28,091 万円の削減（注）が図られた。
- (3) 説明会の在り方の検討
平成 27 年度に説明会を行った案件で平成 28 年度は説明会を行わなかった案件が 132 件あった。うち平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が 15 件あり、平均で 20.2%落札率が低下した。
- (4) 参加者確認公募の活用
平成 27 年度に随意契約としていた案件で、平成 28 年度上半期に参加者確認公募を行った案件が本省で 2 件、原子力規制庁で 2 件あり、より随意契約手続の透明性が確保された。
- (5) 地方環境事務所等における取組の推進
長野自然環境事務所、那覇自然環境事務所については、多色ボールペンやビニールテープの購入について共同調達を行うことにより、共同調達を行わなかった場合の単価で購入した場合と比較して、約 650 円の削減（注）が図られた。

2. 重点的な取組

- (1) 適正な契約方式の適用
随意契約を予定していた 5 件について、契約委員会での審査により一般競争（総合評価落札方式）に移行した。また、地方支分部局等及び原子力規制庁においても、随意契約（企画競争）から一般競争（総合評価落札方式）に移行する等により、約 1,740 万円の削減（注）が図られた。

3. 継続的な取組

- (1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用
共同調達の実施及び対象品目の適正化を図り、本省においては事務用消耗品の購入について、平成 27 年度は 203 品目であった対象品目を、平成 28 年度は 204 品目することで前年度同の効果を維持できた。

4. 実施状況の把握及び自己評価の実施 及び 5. 調達改善の推進体制等

本自己評価において実施状況の把握と評価を行っている。また、本省及び地方環境事務所等における契約案件について、第三者委員会において審査を受けた。

（注）本年度契約額と昨年度契約額との差額（変動のあった単価差等は個別に考慮した上で算出）

平成28年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年6月30日
環境省

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A	一者応札の改善 一者応札の割合を平成27年度実績より低減させることを目的とし、下記①～④の取組を実施する。 ①原因分析 応募が一者又は応募者がなかった入札・企画競争の契約案件について、入札・企画競争説明会(以下「説明会」という。)に参加したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を行い、一者応札の原因把握を行う。 アンケート調査の結果については、業務担当者へ還元するほか入札監視委員会及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会に報告するなど、原因及び改善点等の多様な観点からの把握に努める。		(本省) アンケート調査の結果等の分析を行い、外部委員にて構成される環境省入札監視委員会にも報告、助言を受けるなどし、一者応札の原因等の把握に努めた。 昨年度に引き続きアンケートの回答は、対象となった契約案件の業務担当者へ還元し、入札に参加しなかった理由が業者でしか解決できない理由・事情でないものについては、業務担当者からの改善策のフィードバックも取りまとめている。	A	-	(本省) アンケート調査について、事業者より下記のとおり回収ができた。 (平成29年3月31日現在) アンケート調査の回収:269件 回収率:45.2% また、アンケート調査結果及び各部署からの改善策を基に、一者応札が発生する原因や傾向、対策についての把握を行った。	入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策が必要となる。	アンケート調査の結果、入札に参加しなかった理由が業者でしか解決できない理由・事情のものも多く、直ちに一者応札を改善することは困難であるが、引き続き取組を継続し、アンケート結果等を参考に一者応札への改善策について検討を進める。
B	②競争性確保のための継続的な取組 二者応札となっている契約の見直し 競争性のある契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成25年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方針について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。 ②ア. 公告期間等の徹底 総合評価落札方式による一般競争入札(以下「総合評価入札」という。)における提案書及び企画競争方式(以下「企画競争」という。)における企画書(以下「提案書等」という。)の提出期日については、公告等(入札の公告及び企画競争の公示をいう。以下同じ。)の日から起算して原則20日以上を確保する。また、説明会から提案書等の提出期日までの期間は極力10日以上を確保する。		公告期間については、予決令に定められている。入札の前日から起算して10日以上を、総合評価入札及び企画競争方式の提案書等の提出期日については、公告等の日から起算して20日以上を確保するよう徹底した。	A	28,091	(本省) 平成27年度に一者応札であった案件で、平成28年度に複数者が入札に参加した案件が32件あり、より契約が適正化されるとともに約15,824万円の削減(注)が図られた。 (地方支分部局等) 釧路自然環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、長野自然環境事務所、近畿地方環境事務所、那覇自然環境事務所、生物多様性センターにおいて、平成27年度に一者応札であった案件で平成28年度に複数者が入札に参加した案件が15件あり、より契約が適正化されるとともに、約1,887万円の削減(注)が図られた。 (原子力規制庁) 原子力規制庁では、平成27年度に一者応札であった案件のうち、平成28年度に複数者が入札に参加した案件が21件あり、約10,380万円の削減(注)が図られた。		引き続き実施する。
	②イ. 競争参加資格要件の緩和 業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。		総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用した。 最低価格落札方式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに際しては、 (ア)あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする(入札・企画競争に参加しようとする事業者を複数者確保できるものとする)、 (イ)誰もが客観的に判断することができる要件とすること、 (ウ)事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする取扱いを引き続き厳格に適用した。	A				引き続き実施する。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	②ウ. 公告等、入札説明書等のホームページへの掲載 公告等は、環境省ホームページへ掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。 行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書等を掲載できない場合は、公告等には業務概要を付し、入札説明書の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。 また、ホームページへ地方環境事務所等の調達情報のリンク先を掲載する。		本省、外局、施設等機関、地方支分部局を含めて、入札公告等入札説明書等をホームページへも掲載して広く参加者を募ったことで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにした。	A				引き続き実施する。
	②エ. 準備期間の確保 契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。		契約締結から業務開始までの期間を十分に確保できるよう指導した。	A				引き続き実施する。
	②オ. 配点の設定 総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。		過去の当該業務又は同種類似業務の実績は、提案された方法等で実施しうる事業者であるか等の判断に資するものであって、事業者を選定するための主たる要素ではないことから、配点の大半を占めることのないよう、やむを得ない場合を除き、事業者及び業務に従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の10分の3以内となるように設定した。	A				引き続き実施する。
	②カ. 提案書等の分量の適正化 新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。		提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよう努めた。	A				引き続き実施する。
	②キ. 仕様書の明確化 入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできるだけ詳細に記載する。		事業者において適正な入札価格を算出しやすくするため、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することを徹底した。 また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を明示した。	A				引き続き実施する。
	②ク. 報告書等の積極的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等を把握できるようにする。		前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。	A				引き続き実施する。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額	取組による削減額		
A	③説明会の在り方の検討 説明会への参加を競争参加条件としている案件については、説明会の参加者が一者であった場合に一者応札となることが事実上確定するため、通常の一者応札に比べて競争性が働きにくくなると思われる。 このため、契約内容に応じて説明会の省力化を検討するとともに、説明会を開催する場合には出席義務を外す等の入札参加条件の見直しを行い、参加者数を事業者事前に推察されない方策の導入を検討する。	○	最低価格落札方式及び総合評価落札方式については8月1日以降、企画競争方式については11月1日以降に入札公告を行う案件について、競争参加の必須条件から「入札説明会への参加」を削除するよう関係規定の改正を行った。	A	-	(本省) 平成27年度に説明会を行った案件で平成28年度は説明会を行わなかった案件が132件あった。うち平成27年度に一者応札であった案件で、平成28年度に複数者が入札に参加した案件が15件あり、平均で20.2%落札率が低下した。 (地方支分部局等) 地方環境事務所においては従前より入札説明会を実施していない。	引き続き効果について分析を行う。	
A	④参加者確認公募の活用 複数年に渡って一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行するための要件及び手続きを検討する。	○	(本省) 平成27年度に随意契約としていた案件で、平成28年度上半期に参加者確認公募を行った案件について分析を行った。 また、一者応札が3年継続している案件を抽出し、アンケート調査結果等も踏まえ、単純に競争性を取り除くことが適切かどうか検討を行った。	A	-	(本省) 本省では、平成27年度に随意契約としていた案件で、平成28年度上半期に参加者確認公募を行った案件が2件あり、より随意契約手続の透明性が確保された。 (原子力規制庁) 原子力規制庁では、契約委員会での審査において2件について随意契約から参加者確認公募に移行した。	契約方式を変更しても継続して一者応札のものについては随意契約によることとできなかった場合の応札者の状況について確認して行く必要がある。	
A	地方環境事務所等における取組の推進 共同調達品目を平成27年度実績以上に設けることを目指し、既に取組を始めている消耗品等にかかる共同調達について、継続的に取り組むとともに、新たに追加できる品目等について随時追加を行う。定期刊行物について、購入する刊行物の種類や部数について必要性を検証し、削減できるものは削減する。また、一者応札割合は平成27年度実績を下回ることを目指すため、地域的事由による一者応札案件が存在する場合には原因の究明・改善に努める。	○	中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所においては、内閣官房行政改革推進本部事務局主催の共同調達推進の勉強会に出席し、近隣の国の出先機関と共同調達案件の拡大に向けて意見交換を行った。 その他の地方環境事務所についても、共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図った。	A	0.07	長野自然環境事務所、那覇自然環境事務所については、多色ボールペンやビニールテープの購入について共同調達を行うことにより、共同調達を行わなかった場合の単価にて購入した場合と比較して、約650円の削減(注)が図られた。	共同調達に適切な品目は取り組み済みであり、また共同調達をすることで単価が下がった品目もあることから、品目についてより適正化を図る必要がある。 大企業が落札する傾向にあり、地方業者の枯渇が懸念される。	
A	電力調達の改善 平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力において複数会社が供給し得る環境となるため、27年度と比較して、競争契約による調達件数を増加させ、また、一者応札割合が下回ることを目指し、入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けるなど、競争性を高めるための方策に取り組む。	○	(本省) 本省分の電力については、合同庁舎を管理している厚生労働省において調達を行っている。 (地方支分部局等) 生物多様性センターでは、電力事業者への声かけを積極的に行った。	A	-	(地方支分部局等) 入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けるなどして、競争性を高めた。	小規模な電力需要であった場合、受注者がおらず随意契約となる場合が多い。	
A	適正な契約方式の運用 適切な契約方式の選定により、平成27年度実績を上回る経費の削減効果を目的として、上記④及び下記⑤の取組を実施する。 ⑤競争性のない契約方式による案件の審査 全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分か(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか)等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性のある契約方式に移行することとする。 競争性のある契約方式においても、発注条件や仕様書の見直し等により、適正な契約方式とする。 また、契約過程や契約内容の妥当性については、外部有識者で構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査の対象とする。		(本省) 少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。 また、契約過程や契約内容の妥当性については、外部有識者で構成される入札監視委員会において事後審査を行った。 (地方支分部局等) 那覇自然環境事務所においては、同一個体種、同一地域において複数の少額随意契約を締結していた案件について、一括発注による一般競争への移行が可能か見直しを行った。	A	1,740	(本省) 契約委員会での審査において、5件について、随意契約(企画競争方式を含む)から一般競争(総合評価落札方式を含む)に移行した。 (地方支分部局等) また、長野自然環境事務所、近畿地方環境事務所、那覇自然環境事務所、生物多様性センターにおいても随意契約から一般競争に移行する等により1,230万円の削減(注)が図られた。 (原子力規制庁) 原子力規制庁では、契約委員会での審査において、1件について参加者確認公募から一般競争入札に移行する等、随意契約から一般競争に移行する等により510万円の削減(注)が図られた。	契約案件担当者以外の視点での審査を随時行ってゆく必要がある。	

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
B	汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用 ⑥ア事務用消耗品等の購入 共同調達の実施及び対象品目の拡大を図るため、平成27年度は事務用消耗品の203品目について共同調達を実施しており、平成28年度は204品目について共同調達を行う。また、コピー用紙の購入についても共同調達を行う。(他省庁、外局等)		(本省) 共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、事務用消耗品の購入については平成27年度は203品目であった対象品目を、平成28年度においては204品目とした。また平成27年度に引き続き、コピー用紙及びトイレットペーパーの購入についても共同調達を行った。	A	-	(本省) 事務用消耗品については対象品目を拡大し、コピー用紙及びトイレットペーパーは引き続き共同調達を行うことで、前年度同の効果を維持できた。	共同調達に適切な品目は取り組み済みである。 大企業が落札する傾向にあり、地方業者の枯渇が懸念される。	引き続き実施する。
	⑥イ新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し 前年度に引き続いて調達数量の適正化に取り組むため、新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。		(本省) 購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行った。 (地方支分部局等) 購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行った。	A	-	(本省) 精査した結果、前年度同を維持できた。 (地方支分部局等) 精査した結果、前年度同を維持できた。		調達数量の適正化は既になされており、部数や金額での判断は難しいが、引き続き取組を実施する。
	⑥ウ役務 平成28年度は、平成27年度に引き続き、4件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務)の共同調達を行う。(他省庁、外局等)		(本省) 平成28年度は平成27年度に引き続き、5件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務、タクシー)の共同調達を行った。	A	-	(本省) 前年度までの効果を維持することができた。	共同調達に適切な品目は取り組み済みである。 大企業が落札する傾向にあり、地方業者の枯渇が懸念される。	引き続き実施する。
	より適正な価格での調達に向けた取組 ⑦予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとする。		(本省) 予定価格の設定において、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集するよう指導した。また情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとした。	A	-	(本省) より適正な予定価格の設定を行うことができた。		引き続き実施する。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
B	調達改善の推進体制の整備 調達改善計画を推進するために調達改善推進チームを設置する。		大臣官房会計課及び各部署の職員により構成する調達改善推進チームにおいて、調達に係る改善方法等についての検討を行った。	A	-	各部署の契約の進捗状況の管理を行うことで、より適正な調達を行うことができた。		引き続き実施する。
B	外部有識者の活用 調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森島昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。 なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。		本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。)について、外部委員により構成される入札監視委員会を平成28年7月29日に開催し、平成27年度における工事等の契約(229件:13,274千万円)について審査を受けた。	A	-	入札監視委員会から、具申、勧告はなかった。		審議内容を次期発注に反映することにより、引き続き契約手続の透明性や公正性等の向上を図る。
B	人材育成、情報の共有等 契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付し再認識を促す等の工夫をする。		(本省) 契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有を行った。 10月20日、21日の2日間、内部部局、地方支分部局、施設等機関、外局の会計事務担当係長、又は係員クラス(原則経験年数5年以下)向けの会計事務担当者研修会を開催した。 (地方支分部局等) 原子力規制庁では、契約事務等に関する規定を順次整理し、ポータルサイトで共有するとともに、6月に会計事務担当者向けの説明会を開催した。	A	-	契約に関する手続きにかかる一連の流れ等をわかりやすい形での情報共有を行うことにより、会計事務の効率化が図られた。 会計事務担当者研修会については、公正取引委員会の方を講師に迎えるなどして知識の底上げを図られた。	各会計事務担当者に契約等に関する知識や経験の不足がある場合、契約事務の遅延につながりうる。	引き続き人材の育成、情報の共有を進める。

(注)本年度契約額と昨年度契約額との差額(変動のあった単価差等は個別に考慮した上で算出)

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項		実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	平成28年度に開始した取組								

○その他の取組(調達改善計画に記載していない事項)

難易度 (※1)	実施した取組内容		取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	平成28年度に開始した取組					

(※1)
A+: 効果的な取組
A: 発展的な取組
B: 標準的な取組

(※2)
A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局等、他府省庁)との調整を行った取組
C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生】 意見聴取日【平成29年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	○取組の効果が認められる。引き続き、一者応札アンケートについて、各部局の改善策のフォローアップをすることで、現れた効果についてよりの確な原因分析及び対策検討を行う必要がある。	○一者応札となった要因について、引き続き原因分析及び対策の検討を行うとともに、一者応札が改善した案件についての各部局の改善策のフォローアップをすることで、的確な対策の分析を行う。

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生】 意見聴取日【平成29年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○随意契約の適切性について	○取組の効果が認められるが、やむを得ず随意契約や一者応札になった案件についても、その適正さを引き続き確認することが重要である。	○契約方式を変更しても継続して一者応札の案件については、参加者確認公募を行うなど所要の手続を行ったうえで、随意契約によることができないか、要件及び手続について引き続き検討を行う。